

香取広域市町村圏事務組合条例の形式を左横書き
に改正する条例

昭和63年2月15日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、この条例施行前に公布された香取広域市町村圏事務組合条例（以下「条例」という。）の形式を左横書きに改正するために関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例の形式)

第2条 条例の形式（既に左横書きの形式になっている表又は様式を除く。）は、左横書きに改められたものとみなす。この場合において、配字は縦書きにおける配字と同様とし、縦書きにおける右方又は上方は、左横書きの場合においては、それぞれ上方又は左方とする。

(条例の用字等)

第3条 条例中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ当該右欄に掲げるものに改める。

左 欄	右 欄
漢数字（固有名詞の全部又は一部をなしている漢数字、熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味のうすくなっている漢数字及び数量を指示する意味はもつてゐるが、慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字又は概数を示す漢数字並びに数字の単位として用いられている万又は億で当該数字が万未満の端数を含まない場合における最終の単位として当該万又は億を除く。）	アラビア数字（序数の場合を除いて3位区切りごとにコンマを附するものとする。）
号番号として用いられている漢数字	横かっこで囲んだアラビア数字
号を第1次の段階で細分するために用いられている文字及び引用するために用いられている当該文字	あいうえお順によるかたかな
号を第2次の段階で細分するために用いられている文字及び引用するために用いられている当該文字	横かっこで囲んだあいうえお順によるかたかな
左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次

右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
左記	下記
上欄、上段	左欄
中段	中欄
下欄、下段	右欄

2 条例に用いられている用字等は、次の各号に掲げる告示の定めるところに従い、統一するものとする。

- (1) 常用漢字表 (昭和56年内閣告示第1号)
- (2) 現代仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号)
- (3) 送り仮名の付け方 (昭和48年内閣告示第2号)

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。